

議提議案第 2 号

観音寺市議会委員会条例の一部改正について

観音寺市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 2 2 日提出

提出者

観音寺市議会議員 大 矢 一 夫

賛成者

観音寺市議会議員 大 平 直 昭

観音寺市議会議員 合 田 隆 胤

(提案理由)

観音寺市議会議員定数条例が一部改正されたことに伴い、総務常任委員会及び建設経済常任委員会の定数を、「7 人」から「6 人」とする本案を提出するものである。

別紙

観音寺市議会委員会条例の一部を改正する条例

観音寺市議会委員会条例（平成17年観音寺市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

総務委員会	7
建設経済委員会	7

」を

「

総務委員会	6
建設経済委員会	6

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月20日から施行する。